

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（除染装置処理水タンクの撤去作業）に係る面談
2. 日時：令和6年1月23日（火）14:00～15:40
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
松田室長補佐、山下安全審査専門職  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（除染装置処理水タンクの撤去作業）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 措置を講ずべき事項「Ⅱ 8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、タンク解体片は、汚染状況に応じて養生した上で、6m<sup>3</sup>コンテナに保管するとしているが、養生すべきと判断する汚染の基準を示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ 8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、タンク解体片を主とした不燃物のみを放射性固体廃棄物の想定発生量として見込んでいるが、本作業に伴い発生する可燃物等の廃棄物の物量についても示すこと。
- 措置を講ずべき事項「Ⅱ 9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理」に関して、タンク除染作業に伴い発生する廃液の移送時における安全対策を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

#### 6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（一時保管エリアの解消作業について）

以上